

千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年（2026 年） 2 月
千 歳 市

目 次

はじめに	- 1 -
【千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】	- 1 -
【行動計画の改定概要】	- 2 -
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 3 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等	- 3 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 3 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 5 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 7 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 10 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 13 -
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	- 16 -
第1節 市行動計画における対策項目等	- 16 -
第3章 市行動計画の実効性確保等	- 20 -
第1節 市行動計画の実効性確保	- 20 -
第2節 市行動計画等	- 21 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 22 -
第1章 実施体制	- 22 -
第1節 準備期	- 22 -
第2節 初動期	- 23 -
第3節 対応期	- 25 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 27 -
第1節 準備期	- 27 -
第2節 初動期	- 28 -
第3節 対応期	- 30 -
第3章 まん延防止	- 31 -
第1節 準備期	- 31 -
第2節 初動期	- 32 -
第3節 対応期	- 33 -
第4章 ワクチン	- 35 -
第1節 準備期	- 35 -
第2節 初動期	- 40 -
第3節 対応期	- 43 -
第5章 保健	- 47 -
第1節 準備期	- 47 -
第2節 初動期	- 48 -
第3節 対応期	- 49 -
第6章 物資	- 50 -
第1節 準備期	- 50 -
第2節 初動期	- 51 -
第3節 対応期	- 52 -
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	- 53 -
第1節 準備期	- 53 -
第2節 初動期	- 55 -
第3節 対応期	- 56 -
巻末資料	- 60 -
「用語解説」	- 60 -

はじめに

【千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

今般の千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正や北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）等に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能な社会の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

市では、国や道などの関係機関から新型インフルエンザ流行に係る適確な情報を適時に入手し、これら関係機関と連携した対応を行い、可能な限りヒトへの感染及び拡大を防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破たんに至らせないため、2009年(平成21年)6月に「千歳市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25(2013)年4月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び道行動計画がそれぞれ改定されたことを踏まえ、平成26(2014)年12月に「千歳市新型インフルエンザ対策行動計画」の名称を「千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)に変更し、内容の全面改定を行った。

今般、令和6(2024)年7月に政府行動計画が、令和7(2025)年3月に道行動計画が全面改定となったことを受け、市として、行動計画の全面改定を行うものである。

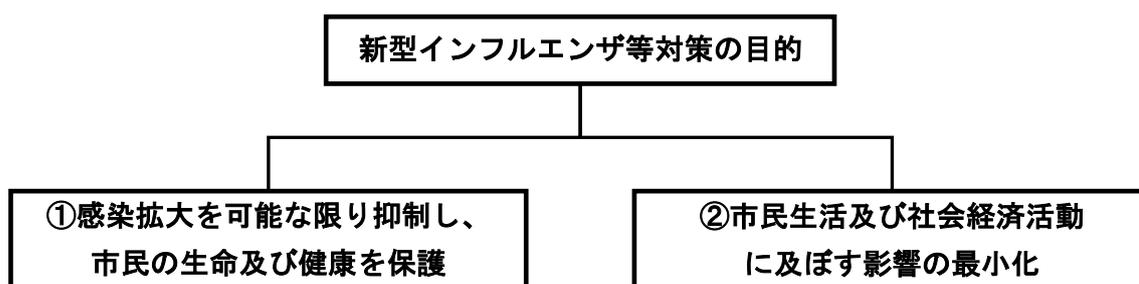
対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、対策項目にワクチンや物資の項目を追加し、対策の充実を図るとともに、記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性*が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等*が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹。



① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

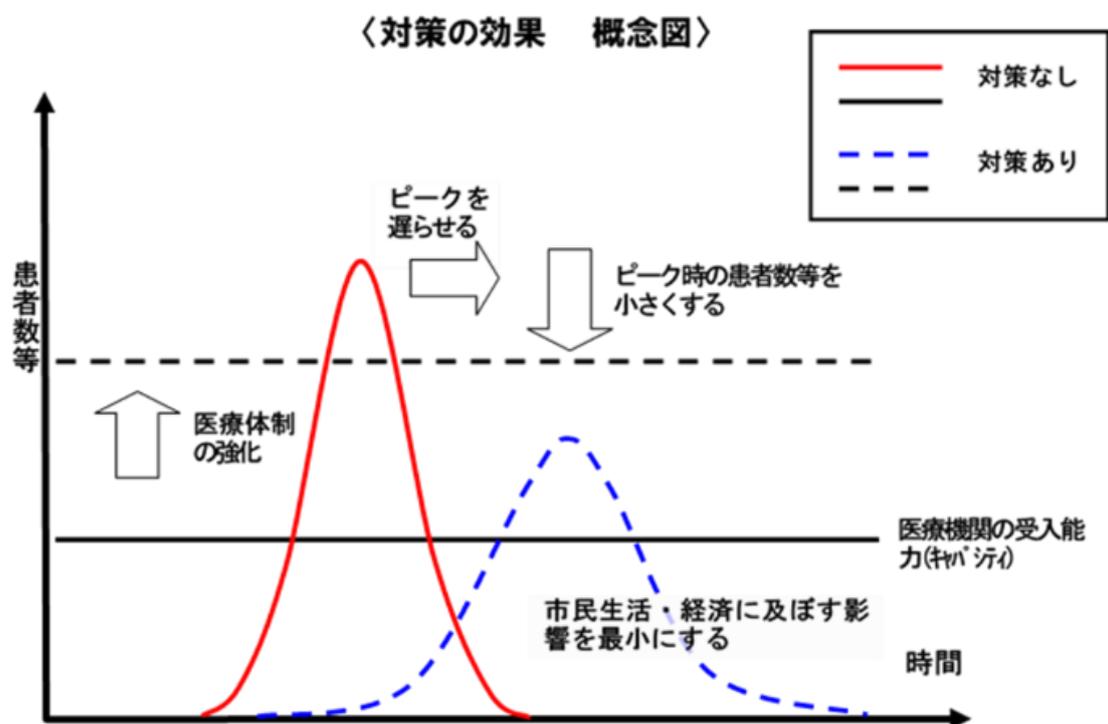
- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

* 巻末資料 「用語解説」掲載（本文の初出において「*」の印を付している。以降の頁で同様）

¹ 特措法第1条

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

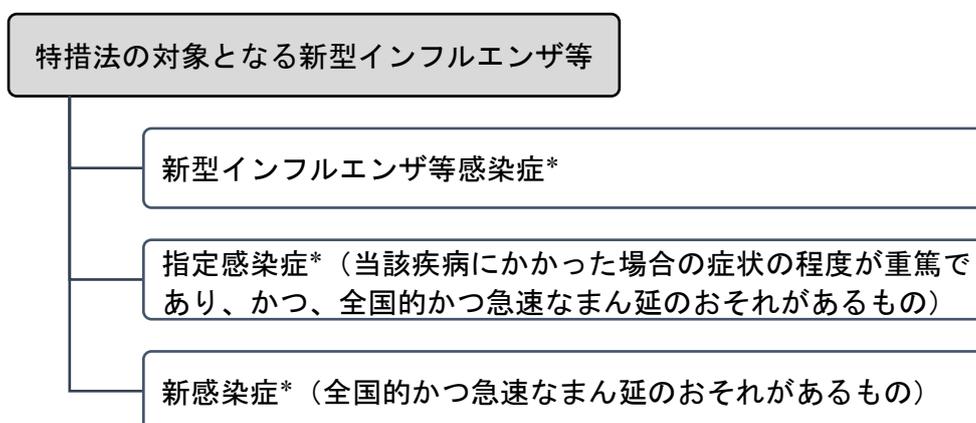
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び社会経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画*の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

① 市行動計画の対象とする疾病

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス*のパンデミック*の経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。特措法に基づき定める市行動計画の対象疾病は、同法が適用される新型インフルエンザ等とし、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症*等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。



② 対応時期の設定

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、時期区分を準備期、初動期及び対応期の3期に分け、一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

また、道においては、国の基本的対処方針*を受けて、道行動計画を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしている。

市においては、道の政策決定を踏まえつつ、市行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととし、市行動計画における対応時期の設定については、市行動計画策定の基準となる道行動計画及び政府行動計画と同様に、次の3つの対応時期を設定する。

区分	対応時期の定義
準備期	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで
 初動期	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、国による新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針が実行されるまで
 対応期	基本的対処方針が実行されて以降 <ul style="list-style-type: none"> ◆封じ込めを念頭に対応する時期 ◆病原体の性状等に応じて対応する時期 ◆ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ◆特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事*のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性*の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前記1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機*の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 準備期

発生前の段階では、ワクチン接種体制の整備、市及び企業における事業継続計画等の策定、市民に対する啓発、DX*の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行うことを想定する。

○ 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応することを想定する。

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応することを想定する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討することを想定する。

その際、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととする。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えることを想定する。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、国、道又は指定地方公共機関*は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内・市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション*等について平時からの取組を進める。

(5) 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、市は、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

国及び道と連携し、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(2) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

市、国及び道における新型インフルエンザ等対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置*や緊急事態措置*等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市、国及び道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする²。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

2 特措法第5条

4 関係機関相互の連携協力の確保

千歳市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）³は、政府対策本部及び道対策本部⁴と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整*を行うよう道に要請する。道はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う⁵。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、市を中心に避難所施設の確保や避難所運営マニュアルの整備等を進めることや、道及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、市及び道は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 特措法第 34 条

4 特措法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 2 項

5 特措法第 24 条第 1 項及び第 36 条第 2 項

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁶。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する⁷。

【北海道】

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来*、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定*を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等*の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

6 特措法第3条第1項

7 特措法第3条第4項

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者*への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、道や近隣の市と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具*をはじめとした必要となる感染症対策物資*等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種*の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者*については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める⁹。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエン

8 特措法第 3 条第 5 項

9 特措法第 4 条第 3 項

ザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため¹⁰、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット*、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹¹。

10 特措法第4条第1項及び第2項

11 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載することとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、市においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合、市は、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

このため、市においては、新型インフルエンザ等発生前から各部等との横断的な会議や情報交換等を通じ、事前準備、関係機関等との連携を図り、全庁一体となった取組を推進する。

また、政府対策本部が設置され、直ちに道が対策本部を設置した場合においては、全庁一体となった対策を強力に推進するため、必要に応じて、市長、副市長及び各

部等の長からなる市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、市民等、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

また、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが必要であることから、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、必要に応じ、コールセンターや相談窓口を設置するなど市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、市民からの相談や問い合わせの内容等から、発信した情報に対する反応などを分析し、次の情報提供に活かすこととする。

高齢者や障がい者、外国人、観光旅行者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供としてホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用も含め、防災行政無線や広報車など多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知に加え、特に支援が必要な者には町内会などの地域団体等の協力を得て周知等を行いできる限り迅速に、かつきめ細かく情報提供を行う。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

このため、道が国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において実施する「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」について、事業者や市民への周知徹底など、必要な協力を行う。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、市、国及び道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市¹²は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、市は、保健所が感染症有事体制*に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

⑦ 市民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や市民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

① 人材育成

② 市、国及び道の連携

③ DXの推進

¹² 地域保健法第5条第1項の規定により保健所を設置する市

① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

また、地域の医療機関等においても、市や国、道、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

② 市、国及び道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、市、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は市と道との連携、保健所と保健センター間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

③ DXの推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

第3章 市行動計画の実効性確保等

第1節 市行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、市行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、市民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市、国及び道は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁*を中心に行うとしている。

また、国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、道及び市においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、道及び市の行動計画についても必要な見直しを行う。

第2節 市行動計画等

政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえて、市での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市においても行動計画の見直しを行う。

道は、市の行動計画の見直しにあたって、市との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行うこととしており、市は、道から提供される情報を踏まえ、市における取組を充実させる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹³

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

道行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務部、保健福祉部、各部等）

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市行動計画策定の基準となる道行動計画の見直し等に基づき、必要に応じて市行動計画を見直していく。市は、市行動計画を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁴。（総務部、保健福祉部、各部）
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、必要に応じて千歳市新型インフルエンザ等業務継続計画*を見直していく。（各部）
- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。（保健福祉部）

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 市、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（保健福祉部）
- ② 市、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（保健福祉部）

13 特措法第8条第2項第1号及び第3号

14 特措法第8条第7項及び第8項

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、保健福祉部において、国及び道等から得られた情報を収集・分析する。また、状況に応じて、「千歳市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）」を設置し、会議等において情報共有を行うなど、市対策本部の設置に向けて、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（総務部、保健福祉部、各部）
- ② 政府対策本部が設置され¹⁵、直ちに道が道対策本部を設置した場合は、「特措法に基づかない任意の市対策本部」を設置し、道と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施する。また、市対策本部の設置に伴い、千歳市新型インフルエンザ等対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を開催するとともに、迅速かつ機動的な対応を図るため、必要に応じ 副市長を議長とする千歳市新型インフルエンザ等応急対策会議（以下「市応急対策会議」という。）を開催する。（総務部、保健福祉部、各部）
- ③ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務部、保健福祉部、各部）

【市対策本部（市警戒本部）の組織】

市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び千歳市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）に準ずるものとし、特措法、条例に記載のない事項については、千歳市地域防災計画に準ずるものとする。

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長、公営企業管理者、代表監査委員
主管本部員	総務部長
本部員	・ 企画部長、市民環境部長、保健福祉部長、子ども福祉部長、産業振興部長、観光スポーツ部長、建設部長、病院事務局長、消防長、水道局長、教育部長 ・ 副市長が指名する者（総合保健センター長 他）
幹事	危機管理課長、総務部参事（危機管理担当）、保健福祉部担当課長、各部局庶務担当課長
事務局	総務部危機管理課、保健福祉部担当課、本部長が指定する関係部局担当課

15 特措法第15条

【市対策本部の主要所掌事務】

市対策本部の主要所掌事務は、特措法及び条例の規定によるほか、以下のとおりとするが、記載のない事項については千歳市地域防災計画に準ずるものとする。

- ① 新型インフルエンザ等の対策に係る総括、調整、実態把握、感染拡大防止対策、広報広聴等に関すること。
- ② 情報の収集、分析、共有提供に関すること。
- ③ 国、道、他自治体、関係機関等との総括的な連絡調整及び応援要請に関すること。
- ④ 各部等との連絡調整に関すること。
- ⑤ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- ⑥ 感染状況等の取りまとめ、記録等に関すること。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁶の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（総務部）

16 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行¹⁷を要請する。（総務部、各部）
- ② その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市又は道に対して応援を求める¹⁸。（総務部、各部）

3-1-2. 必要な財政上の措置

国からの財政支援¹⁹を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保²⁰し、必要な対策を実施する。（総務部）

3-1-3. 道による総合調整

- ① 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、道及び関係市並びに関係指定地方公共機関が実施する道の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- ② また、道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- ③ 市は、①及び②の総合調整が行われるにあたっては、必要に応じて、道に対して意見を申し出るものとする。（各部）

17 特措法第26条の2第1項

18 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

19 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

20 特措法第70条の2第1項

3-2. 市対策本部の継続

緊急事態宣言*がなされた場合は、直ちに特措法第 34 条第 1 項に基づく市対策本部を設置する²¹。本市に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市対策本部において対応方針を決定し、緊急事態措置に関する総合調整を行う²²。

3-3. 市対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態*が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく特措法に基づく市対策本部を廃止する²³。その際、必要に応じて特措法によらない任意の市対策本部等へ移行させる。

21 特措法第 34 条第 1 項

22 特措法第 36 条第 1 項

23 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²⁴

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有について

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談窓口やコールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。（保健福祉部）

1-1-2. 道と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察*及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。²⁵（保健福祉部）

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けて、相談窓口やコールセンター等を設置する準備を進める。また、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や方法等について検討を行うとともに、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（企画部、保健福祉部）

24 特措法第8条第2項第2号イ

25 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 市における情報提供・共有について

- ① 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（企画部、保健福祉部）
- ② 利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策の内容、決定プロセス、理由、実施主体等について、リアルタイムによる情報提供を行う。（企画部、保健福祉部）
- ③ 市民等に対し、個人レベルの感染対策*や感染が疑われ、また、患者*となった場合の対応（受診の方法等）などについて理解しやすいよう周知を行う。また、学校・保育施設や職場等についても関係機関と連携し、感染対策等の情報を周知する。（保健福祉部、こども福祉部、教育部、各部）
- ④ 要配慮者等に対しては、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現に配慮することに留意し、以下の対応により必要な情報が周知されるよう注意する。なお、情報提供にあたっては、ICTを活用した遠隔による手話通訳など、情報提供を行う支援者の感染対策にも十分配慮する。（保健福祉部）
 - （ア）要介護者や一人暮らし高齢者等に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携した周知を行うほか、特に支援が必要な者には、民生児童委員等が訪問し、情報提供とともに支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。
 - （イ）障がい者に対しては、視覚障がい者向けの点字版広報物の作成、市が発信する感染対策動画等における字幕・手話通訳対応のほか、障害者福祉団体及び障害福祉サービス事業所等を通じ周知を行う。また、特に支援が必要な者には民生児童委員等が訪問し、情報提供を行うとともに支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。また、必要に応じて、担当部署と連携し、手話通訳の派遣を検討する。

2-1-2. 道と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等*の健康観察及び生活支援等に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。（企画部、保健福祉部）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 国からの要請を受けて、相談窓口やコールセンター等を設置し、国のQ & A等を参考に市民からの問い合わせや相談に対応する体制を整える。（保健福祉部）
- ② 市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて道等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。（保健福祉部）

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 市における情報提供・共有について

- ① 初動期に引き続き、リスクコミュニケーション実施体制の強化を継続し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（企画部、保健福祉部）
- ② 初動期に引き続き、利用可能な媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策の内容、決定プロセス、理由、実施主体等について、リアルタイムによる情報提供を継続する。（企画部、保健福祉部）
- ③ 初動期に引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう周知を行う。また、流行状況に応じた医療体制を周知するとともに学校・保育施設等や職場における感染予防対策の情報や社会活動状況についても情報提供を行う。（企画部、保健福祉部）

3-1-2. 道と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続き、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。（企画部、保健福祉部）

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 国からの要請を受けて、相談窓口やコールセンター等の相談体制を継続する。（保健福祉部）
- ② 初動期に引き続き、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて道等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。（企画部、保健福祉部）

第3章 まん延防止²⁶

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市及び学校、市内事業者等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター*に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（保健福祉部、教育部、各部）
- ② 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染予防対策について周知を図るための準備を行う。（保健福祉部）
- ③ 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、市は、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。（保健福祉部）

26 特措法第8条第2項第2号ロ

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、まん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
（各部）

2-2. 市内のまん延防止対策

国及び道と連携して、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（各部）
- ② 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を周知する。（各部）
- ③ 公共交通機関等に対し、利用者に対しマスク着用の励行を呼びかけるなど適切な感染対策を講ずるよう周知する。（企画部、保健福祉部）
- ④ 病院、高齢者施設等*の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう引き続き要請する。（保健福祉部）

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請等

国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、国及び道と連携して、市民、事業者等に対して次の要請を行う。（各部）

- ① 集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や都道府県間の移動自粛要請
- ② まん延防止等重点措置として、重点区域*において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請
- ③ 緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなどの要請

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

国及び道と連携し、市民や事業者等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（各部）

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、国及び道と連携して、事業者や学校等に対して次の要請を行う。（産業振興部、こども福祉部、教育部）

- ① まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請
- ② 緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設²⁷を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請

3-2-2. まん延の防止のための措置の要請

国及び道と連携し、必要に応じて、上記 3-2-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。（産業振興部、こども福祉部、教育部）

²⁷ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条に規定する施設

3-2-3. その他の事業者に対する要請

- ① 国及び道と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。（産業振興部、各部）
- ② 国及び道と連携し、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。（産業振興部、こども福祉部、教育部）

3-2-4. 学級閉鎖・休校等の要請

国及び道と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、道からの学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）要請等があった場合は、こどもや保護者、社会経済活動への影響、市内の感染状況等を踏まえ、適切に実施を判断し、小・中学校、市民等への周知を行う。（教育部）

第4章 ワクチン²⁸

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、地域の医療機関と密

28 特措法第8条第2項第2号ロ

に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（保健福祉部）

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域の医師会等の関係者との協力関係を構築する。（保健福祉部）

1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる

このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（保健福祉部）

② 所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数を報告する。（保健福祉部）

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。（保健福祉部）

（ア） 国等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²⁹。

a 住民接種*については、国及び道の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域の医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認する。

i 接種対象者数

ii 地方公共団体の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営

29 予防接種法第6条第3項

方法の策定

- v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、道及び市間や、地域の医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 以下の表2を参考に、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市及び道の関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 ※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであるため、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。

- d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも検討する。
- (イ) 円滑な接種の実施のため、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民への対応

定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（保健福祉部）

1-4-2. 市における対応

道の支援を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、地域の医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。（保健福祉部）

1-4-3. 保健福祉部門以外の分野との連携

予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び保健福祉部門以外の分野等との連携及び協力が重要であることから、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、保健福祉部は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。（保健福祉部、教育部）

1-5. DXの推進

- ① 市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（総務部、保健福祉部）
- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（総務部、保健福祉部）
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。（総務部、市民環境部、保健福祉部）

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（保健福祉部）

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（保健福祉部）

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市、国及び道は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域の医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（保健福祉部）

2-3-2. 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（保健福祉部）
- ② 接種の準備に当たっては、保健福祉部の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う総務部も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（総務部、保健福祉部）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、市及び道の関係部局が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（保健福祉部）
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。（保健福祉部）
- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医師会、近隣市、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あ

わせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。（保健福祉部）

- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市及び道の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（保健福祉部）
- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（市民環境部、保健福祉部）
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。（保健福祉部）
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、道、地域の医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。（保健福祉部）
- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（保健福祉部）
- ⑪ 感染予防の観点から、会場の飛沫感染対策、接触感染対策を図り、対応職員が

感染源にならないよう自らの感染防止対策を行いながら接種業務を実施する。また、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（保健福祉部）

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（保健福祉部）
- ② 国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（保健福祉部）
- ③ 国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、道を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。（保健福祉部）
- ④ 国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、道を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（保健福祉部）

3-2. 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（保健福祉部）

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉部）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（保健福祉部）
- ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（保健福祉部）
- ③ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、

待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（保健福祉部）

- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（保健福祉部）
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。（保健福祉部）
- ⑥ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（保健福祉部）

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（保健福祉部）
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（保健福祉部）
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。（企画部、保健福祉部）

3-2-2-3. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局や地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（保健福祉部）

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、道及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（保健福祉部）

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市がその結果に基づき給付を行う。（保健福祉部）
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市において行う。（保健福祉部）
- ③ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（保健福祉部）

3-4. 情報提供・共有

- ① 自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。（保健福祉部）
- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（保健福祉部）
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（保健福祉部）

3-4-1. 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（保健福祉部）

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。（保健福祉部）
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。（保健福祉部）
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。（企画部、保健福祉部）
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 千歳保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（千歳保健所）（以下「千歳保健所」という。）との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（保健福祉部）

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

千歳保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（保健福祉部）

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

千歳保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行う。（保健福祉部）

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。（保健福祉部）
- ② 道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者*が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター*等の物品の支給に必要な協力を行う。（保健福祉部）

3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

道と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。情報提供にあつては、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。（企画部、保健福祉部）

第6章 物資³⁰

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等³¹

- ① 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³³。（総務部、保健福祉部）

- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。（消防部）
- ③ 市が備蓄する感染症対策物資等が不足する事態に備え、民間事業者等と緊急物資*等の供給について協定を締結し、流通備蓄として確保するよう努める。

【感染対策衛生用品等の主な備蓄品】

指定避難所に配備	避難所用品	パーテーション
		段ボールベッド・簡易ベッド
	感染対策衛生用品 (避難所用)	サージカルマスク
		手指用アルコール消毒液
		使い捨て手袋
		清掃用漂白剤
		紙タオル
非接触体温計		
市役所本庁舎に配備	感染対策衛生用品 (職員防疫用)	感染対策防護キット
		N95 マスク
		プラスチックグローブ
		消毒用エタノール

30 特措法第8条第2項第2号ハ

31 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

32 特措法第10条

33 特措法第11条

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。（総務部、保健福祉部、消防部）
- ② 市内の感染状況により、感染症対策物資等が不足している、また不足のおそれがある場合には、協定を締結した民間事業者等に対し、感染症対策物資等の確保について要請を行う。（総務部、保健福祉部、消防部）

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。（総務部、保健福祉部、消防部）
- ② 初動期に引き続き、市内の感染状況により、感染症対策物資等が不足している、また不足のおそれがある場合には、協定を締結した民間事業者等に対し、感染症対策物資等の確保について要請を行うとともに、緊急事態宣言がされている場合にあっては、国及び道に対し、感染症対策物資等の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。（総務部、保健福祉部、消防部）

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保³⁴

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（各部）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（企画部、総務部、保健福祉部）

1-3. 物資及び資材の備蓄³⁵

① 市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁷。（総務部、保健福祉部、消防部）

② 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（企画部、産業振興部、各部）

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者³⁸等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（保健福祉部）

地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会、町内会等に対して、平時からの地域における見守り活動等の取組の中で、支援を必要とする在宅の要配慮

34 特措法第8条第2項第2号ハ

35 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

36 特措法第10条

37 特措法第11条

38 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

者及びその支援のニーズを把握するよう努め、市及び医療機関、福祉サービス事業所等に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。（保健福祉部、各部）

1-5. 火葬体制の構築

地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（総務部、市民環境部）

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。また、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。（企画部、産業振興部）

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

国及び道と連携し、市民に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（各部）

2-3. 遺体の火葬・安置

道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（総務部、市民環境部）

第3節 対応期

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（保健福祉部）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

- ① 国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（保健福祉部）
- ② 支援を必要とする要配慮者への食事の提供等の日常生活に係る生活支援については、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、事業所間の相互調整を図るほか、支援を必要とする要配慮の需要の拡大に応じて、小売店や運送業者等の民間事業者に対し、食事の提供及び生活必需品の配達に係る協力要請を行う。また、要配慮者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、道と連携して、要配慮の生活支援に係る総合調整を行う。（保健福祉部、消防部、各部）
- ③ 特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、道との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等を開所する。（産業振興部、こども福祉部、保健福祉部）
- ④ 特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。また、在宅での生活の継続が困難な要配慮については、道との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等を開所する。（保健福祉部）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁹やそ

39 特措法第45条第2項

の他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。（教育部）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 国及び道と連携し、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（産業振興部）
- ② 国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（企画部、産業振興部）
- ③ 国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（企画部、産業振興部）
- ④ 国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁴⁰。（産業振興部）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（市民環境部）
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（市民環境部）
- ③ 道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。（市民環境部）

40 特措法第 59 条

- ④ 道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（総務部、市民環境部）
- ⑤ あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（総務部、市民環境部）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（総務部、市民環境部）
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（市民環境部）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる⁴¹。（産業振興部）

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。⁴²（水道局）

3-3. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。（産業振

41 特措法第 63 条の 2 第 1 項

42 特措法第 52 条

興部、保健福祉部、教育部）

巻末資料

「用語解説」

ここでは、第1部及び第2部の計画本文に使用する語句の意義等を解説するものであり、ここに記載する用語は、本文の初出において「*」の印を付している。

なお、記載の順は、五十音順としている。

あ行

●医療措置協定

新興感染症の発生時において、医療（病床/発熱外来/外出自粛対象者への医療の提供/後方支援/医療人材の派遣）を提供することを内容とする感染症法に基づく協定。道が新興感染症の対応を行う医療機関と平時に協議を行い締結。

か行

●患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者

●患者等

患者及び感染したおそれのある者

●感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

●感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

●感染症有事体制

新型インフルエンザ等に対応するための保健所の体制のこと。

●感染性

ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

●感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

●基本的対処方針

特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針。

●業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

●緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

●緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

●緊急物資

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材として、特措法第 54 条第 1 項に規定するもの。

●健康観察

感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

●高齢者施設等

入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

●呼吸器感染症

呼吸器（鼻や喉、気管、肺等）に感染する病原体による疾病。

●個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

さ行

●事業継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「業務継続計画」ともいう。

●指定感染症

感染症法第6条第8項に規定する指定感染症のことであり、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

●指定地方公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

●重点区域

特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示したもの。

●住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

●宿泊療養

症状等から入院が必要な状態でないと判断された新型インフルエンザ等の患

者等が、外出自粛の対象期間中に道が確保するホテルなどの居室で療養すること。

●**新型インフルエンザ等**

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

●**新型インフルエンザ等感染症**

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症のことであり、次の4種類がある。

- ① 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- ② 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- ④ 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

●**新型インフルエンザ等緊急事態**

特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」を

いう。

●**新型コロナ**

令和2年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられた。

●**新感染症**

感染症法第6条第9項に規定する新感染症のことであり、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

●**咳エチケット**

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

●**総合調整**

市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や道が行う調整。

●**相談センター**

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

た行

●**DX（デジタル・トランスフォーメーション）**

ICTにより社会の在り方を変えるもの。

●**統括庁**

内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H Sから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。

●**登録事業者**

特措法第28条第1項第1号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

●**特定新型インフルエンザ等対策**

地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法

第2条第2号の2の政令で定めるもの。

●特定接種

特措法第28条第1項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

な行

●濃厚接触者

保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるとして判断された者。

は行

●発熱外来

発熱など感染の疑いを示す症状が出た者を受け入れ、診療する医療機関。

●パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器

●パンデミック

感染症の世界的大流行をいい、特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行（パンデミック）を起こすことが想定される。

●病原性

病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ。

●フレイル

身体性せい弱性のみならず精神・心理的せい弱性や社会的せい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

ま行

●まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要

があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

や行

●薬剤感受性

感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

●有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部及び道対策本部の廃止までをいう。

●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

ら行

●リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。